

○合志市広告掲載要綱

平成19年 5 月 1 日 告示第27号

改正

平成22年 7 月 1 日 訓令第10号

平成23年 3 月 7 日 告示第 6 号

平成23年 3 月10日 告示第12号

合志市広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が発行する広報物及び印刷物並びに市が所有する資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）により市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第 2 条 広告媒体として広告掲載を検討するものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) ホームページ
- (3) 封筒
- (4) 刊行物
- (5) ポスター・チラシ・パンフレット等
- (6) 各種車両
- (7) その他広告媒体として活用できる資産で市長が広告掲載を認めるもの

(広告掲載の規制)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条に規定する営業に該当するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第 2 条第 1 項に規定す

る営業に該当するもの

- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (8) 美観、風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告掲載の規格等)

第4条 広告掲載の規格、期間、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課等（以下「所管課」という。）において定めるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報紙、ホームページ等により広く行うものとし、所管課は、自主財源確保のため、適当な手段により積極的に周知を図るものとする。

(広告掲載の申込)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、合志市広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、第3条の規定に基づき速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、その結果を合志市広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込者に対し広告掲載決定通知を行う際に、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

3 市長は、申込者に市税等の滞納が確認された場合は承認しない。ただし、申込者

が滞納分を完納した場合は、この限りでない。

- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、別に定める合志市広告審査委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができるものとする。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）が負うものとする。

- 2 広告主は、原状回復の定めのあるものは、広告の掲載期間終了後、速やかに原状回復を行わなければならない。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、市長が指定した期限までに、広告掲載料を一括前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができない場合は、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(広告掲載の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告媒体が、編集・発行上その他業務上の支障となるとき。
- (2) 広告掲載料を市長が指定した期限までに納入しなかったとき。
- (3) 版下原稿を市長が指定した期限までに提出しなかったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、広告主に対して合志市広告掲載取消通知書（様式第3号）を送付するものとする。

(広告代理店等への業務委託等)

第12条 市長は、広告代理店等に、広告の募集若しくは広告の作成等を業務委託し、又は広告枠を直接売り渡すことができる。

- 2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、所管課において別に定めるものとする。

(審査機関)

第13条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、合志市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は副市長を、委員は各部・局の長をもって充てる。
- 3 委員長は、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長等を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代行する。

(会議)

第14条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間における第13条の規定の適用については、同条第2項中「各部・局長」とあるのは「収入役及び各部・局長」、同条第4項中「総務企画部長」とあるのは「収入役」とする。

附 則（平成22年訓令第10号）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日告示第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年2月8日から適用する。

附 則（平成23年3月10日告示第12号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(あて先) 合志市長

合志市広告掲載申込書

合志市有料広告掲載に関する基本要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申込みます。

なお、申込みにあたり、所管課が市税等の納付状況を確認することについて同意します。

記

申 込 者	所在地(住所)	〒 ー
	名称(氏名)	
	代表者職名・氏名	
	担当部署名・担当者氏名	
	連絡先	電話番号 FAX番号 メールアドレス
広告媒体名		
公告の掲載内容		(内容審査のため広告原稿・デザイン等の素案がある場合は別途添付してください。)
広告掲載料		
広告掲載期間		
遵守事項		○関係法令、合志市広告掲載要綱等を遵守します。 ○合志市税等の滞納はありません。
備考		

年 月 日

様

合志市長

印

合志市広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みがあった合志市広告掲載については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
掲載しない(理由)
- 2 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 広告掲載料 金 円
(納入期限) 年 月 日 ()
- 4 掲載版下原稿等の提出期限 年 月 日 ()
- 5 備 考

広告掲載所管課
課 名
連絡先

年 月 日

様

合志市長

印

合志市広告掲載取消通知書

年 月 日付けで決定した合志市広告掲載については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 広告掲載媒体名

- 2 広告掲載取消しの理由

広告掲載所管課
課 名
連絡先